

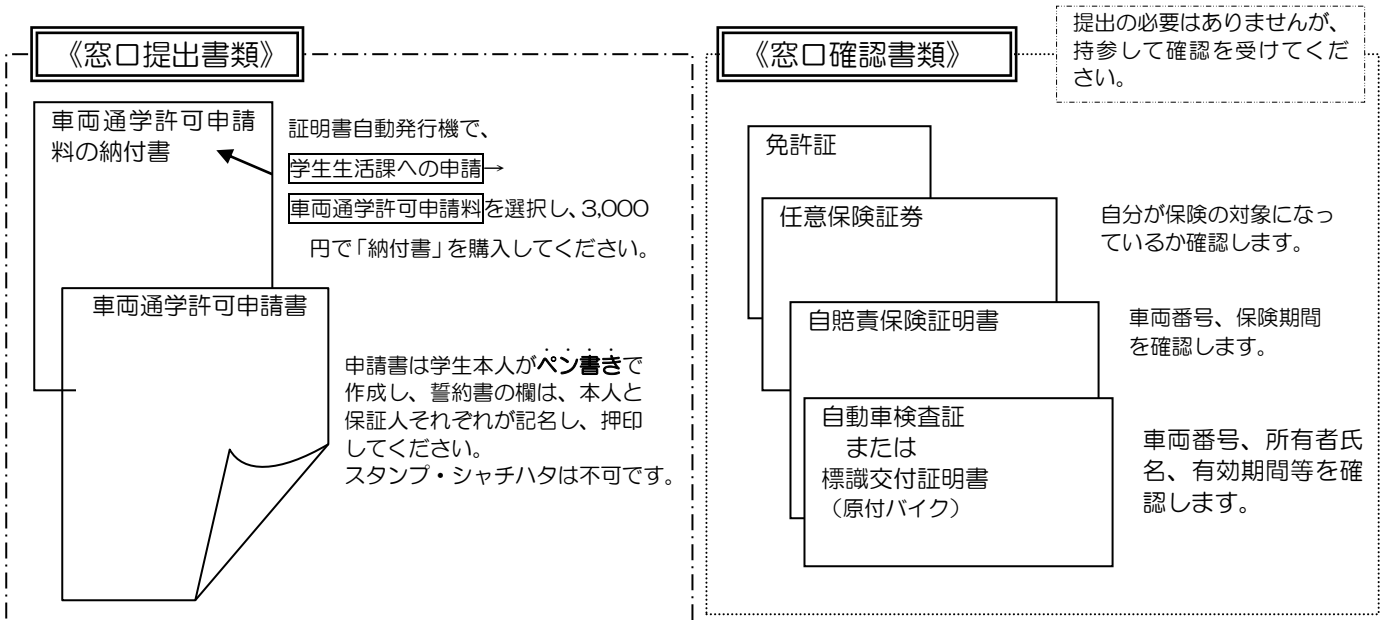
車両通学許可の申請について

【申請にあたり】

- ① 「車両通学規程」を読み、遵守事項を守るか確認のうえ申請してください。
- ② 提出する前に記入漏れがないか再度確認してください。
- ③ 「車両通学規程」は大切に保管してください。

【申請のしかた】

書類を準備して学生生活課に提出してください。



【書類の受付から交付まで】

- ① 申請に必要な書類一式を全部そろえて申請してください。
- ② 申請受付は、毎週木曜日が締切りです。許可証は翌週の木曜日より交付します。学生生活課に学生証を提示して「許可証」を受け取ってください。
- ③ 書類に不備があれば全て揃ってからの発行になります。

【注意事項】

- ① 車両通学が出来るのは「許可証」を受け取ってからです。
- ② 保証人（親権者）にも「車両通学規程」を読んでもらい、誓約書に署名してもらってください。



許可証を受けとった翌日から
車両で通学できます。

【その他手続きに関して】

- ① 車とバイク、2台の許可証が欲しい
車両通学申請は、車両についての登録許可ですので、複数の車両を使用する場合はそれぞれ申請が必要です。
- ② 許可された車を新しく変更したい
車両を変更する場合は「車種変更」の手続きが必要です。申請料は無料ですが、新規登録と同じ手続きが必要です。旧「許可証」を一緒に提出してください。
- ③ 任意保険加入手続き中で証券が無い
保険申込書など加入手続きを証明する書類のコピーを提出して下さい。手続き終了後すぐに保険期間が明記された証券を持参し確認を受けてください。

《車両通学許可を受けてから》

年に2回交通安全講習会への出席が義務付けられています。欠席をした場合は、通学許可は取り消されますので、必ず出席してください。

※ 分からない点等は、遠慮せずに、学生生活課までお問い合わせください。

この規程は、本学における学生の車両(原動機付自転車を含む)通学のための車両許可基準及び申請手続きについて定めるものである。

(申請資格)

第1条 車両通学の申請ができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 車両の使用者名義が本人又は家族名義である者
- (2) 車両が自賠責保険及び任意保険の対象となっている者(自賠責保険は車両が補償対象となっていること。任意保険は車両と学生が対象となっていること。)
- (3) 保証人(親権者)の同意を得ている者
- (4) 過去1年以内に免許停止または免許取消の行政処分を受けていないこと。過去に行政処分を受けた場合は、処分期間終了後12ヶ月以上無事故無違反であること。

(車両通学許可期間)

第2条 申請により車両通学ができる期間は、登録許可証交付日から最短の卒業年度の3月31日までとする。

(申請書類)

第3条 車両通学を希望する者は、次の書類を提出し、(2)の内容について確認を受けなければならない。

- (1) 車両通学許可申請書、申請手数料納付書(別に定める)
 - (2) 免許証、当該車両の車検証(原動機付自転車の場合は「**標識交付証明書**」)・任意保険証券及び自賠責保険証明書の写し
- (申請手続き)

第4条 申請手続きの窓口は学生生活課とし、取扱時間内に随時受け付け、毎週木曜日(木曜日に事務取扱を行わない場合は、金曜日)を締切とする。

(許可)

第5条 申請書類に基づき審査選考を行い、車両通学を許可する。

- 2 許可された者には、申請締切の翌週の木曜日(木曜日に事務取扱を行わない場合は、金曜日)に車両通学許可証(以下許可証)を配布する。許可証は常に携帯し通学車両の所定の場所に設置しなければならない。

(遵守義務)

第6条 車両通学を許可された者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証は、所定の手続きを行った者に対して交付するものであるため他人に貸与又は譲渡してはならない。
- (2) 許可証を紛失又は破損したときは、直ちに学生生活課に届け出なければならない。
- (3) 車両を変更する場合は、新たに手続きをしなければならない。
- (4) 車検、又はやむを得ない事情で、届け出以外の車両で通学する場合は、代車の手続きをしなければならない。(代車許可証が発行される。)
- (5) 許可証は構内では所定の場所に設置しておかななければならない。自動車通学者はダッシュボードの上に表面が見える様に置き、バイク通学者はハンドルに吊り下げておくこと。また、学内において提示を求められた時は、速やかに応じなければならない。
- (6) 車両は、所定の場所以外に駐車してはならない。また、駐車中の車両管理は、各自の責任において行わなければならない。
- (7) 車両は、無届で構内に駐車して帰宅することはできない。やむを得ない場合は、必ず学生生活課で手続きをすること。
- (8) 許可された車両の申請事項(任意保険が切れた等)に変更が生じた場合は変更の書類を、車両通学を取りやめるときは通学許可証を直ちに学生生活課に返却しなければならない。
- (9) 車両通学を許可された者は、本学が行う交通安全講習会を必ず受講し、本規程、交通法規等を遵守しなければならない。なお、社会人学生については誓約書の提出を持って受講に替えることができる。
- (10) **学外及び学内において事故が起こった場合は、必ず学生生活課に届けなければならない。**

(車両通学における責任)

第7条 車両通学に関わる全ての責任は学生本人並びに保証人(親権者)が負うものとし、本学では、事故・破損・盗難等を含めた一切の責任は負わないものとする。

(許可取消)

第8条 次の事項に該当した場合、車両通学許可を取消すことがある。

- (1) 本規程に違反し、車両通学者として不適格者であると認められた者
 - (2) 故意又は重大なる過失による交通事故、及びそれに類する事故を起した者
 - (3) 免許停止もしくは免許取消の行政処分を受けた者
 - (4) 許可証を他人に貸与又は譲渡・偽造・虚偽の申請等不正な行為をした者
 - (5) 本学が行う交通安全講習会に参加しなかった者
- 2 取り消しを受けた者は、通知を受けた日より3ヶ月間は、車両通学許可の申請手続きができないものとする。

(改廃)

第9条 規程の改廃は、学生生活部委員会の議を経て行うものとする。

附 則 この規程は1989年4月1日から施行する。

1990年4月1日 改正	1997年4月1日 改正	2008年12月2日 改正
1992年4月1日 改正	2000年4月1日 改正	2012年4月1日 改正
1994年4月1日 改正	2003年4月1日 改正	2014年4月1日 改正
1995年4月1日 改正	2004年4月1日 改正	2018年4月1日 改正
1996年4月1日 改正	2007年4月1日 改正	2019年4月1日 改正

《 記入例 》

車両通学許可申請書 ※太枠のみ記入（ペンで記入のこと）

発行日					
受付 20 年 月 日 新規・車種変更・再発行	許可番号				
有効期限年度					
学籍番号 XXXXXXX	人文社会(学類)学科 年 〇クラス 氏名 尚綱太郎				
現住所及び電話番号	〒〇〇〇-XXXX TEL 090(〇〇〇)XXXX 名取市ゆりが丘〇-〇〇-〇				
保証人(親権者)氏名及び住所	氏名 尚綱一郎 TEL 022(〇〇〇)XXXX 〒〇〇〇-XXXX 名取市ゆりが丘〇-〇〇-〇				
緊急時の連絡先	連絡先名(保証人の携帯番号や勤め先またはそれ以外の連絡先など記入してください) 尚綱一郎 TEL 090(〇〇〇)XXXX				
現在の通学方法と所要時間(自宅から大学間をバスや地下鉄の利用状況を含め具体的に記入してください)					
経路	自宅 → 南仙台駅 → 尚綱学院大学 (徒歩5分) (バス15分)				
所要時間	時間 20分				
車両通学希望理由(詳しく記入してください)					
最後の行まで希望理由を丁寧に記入すること。					
窓口に持参する書類 確認を受ける(印)	<input type="checkbox"/> 車検証(自動車) (原動機付自転車の場合は標識交付証明書)	車検証記載の所有者氏名	尚綱一郎	続柄	父
		車検証記載の使用者氏名	尚綱一郎	続柄	父
	<input type="checkbox"/> 自賠責保険証明書	車両番号(ナンバープレート)	宮城500 す 00-00	車色	青
	<input type="checkbox"/> 任意保険証券 <input type="checkbox"/> 対応年齢 <input type="checkbox"/> バイク特約	メーカー・車名	トヨタ プリウス	車種	自動車 二輪
		自賠責保険期間	XXXX年 X月X日 ~ XXXX年 X月X日		
		任意保険期間	XXXX年 X月X日 ~ XXXX年 X月X日		
	<input type="checkbox"/> 免許証	有効期限	△△△年 △月△日まで有効		
<input type="checkbox"/> 車両通学許可申請料納付書	※証明書自動発行機にて「学生生活課への申請」→「車両通学許可申請料」より購入してください。				
誓約書					
尚綱学院大学学長 殿		年 月 日			
以下の内容に相違ありません。※相違がなければ□欄に✓印を入れてください。					
<input type="checkbox"/> 私は、過去1年間免許停止または免許取消の行政処分を受けていません。					
<input type="checkbox"/> 行政処分を受けた場合は、直ちに学生生活課に届出をします。					
<input type="checkbox"/> 私は、行政処分期間終了後12ヶ月以上無事故無違反です。					
過去に行政処分を受けた場合は日時を記入してください。 年 月 日					
<input type="checkbox"/> 私は、車両通学が許可されましたら「車両通学規程」を守り、安全運転に十分留意して通学することを誓約いたします。					
				尚綱	
上記の者が大学で定められた「車両通学規程」を守ることに同意し、上記の者の行為により生じた一切の損害は私が補償いたします。					
				尚綱	
保証人(親権者)氏名					

各人が自署押印する。
スタンプ印は不可。朱肉を使用する。

(注) 学生、保証人もそれぞれが自署・押印して下さい。印鑑はスタンプ印やシャチハタ印等は認められません。

車両通学許可申請書

※太枠のみ記入（ペンで記入のこと）

発行日

受付 20 年 月 日	新規・車種変更・再発行	許可番号	有効期限年度
-------------	-------------	------	--------

学籍番号	学類 学科 年 クラス 氏名		
現住所及び電話番号	〒	TEL	()
保証人(親権者)氏名及び住所	氏名 〒	TEL	()
緊急時の連絡先	連絡先名 (保証人の携帯番号や勤め先またはそれ以外の連絡先など記入してください)		TEL ()

現在の通学方法と所要時間 (自宅から大学間をバスや地下鉄の利用状況を含め具体的に記入してください)

経路	自宅	大学	所要時間 時間 分
----	----	----	--------------

車両通学希望理由 (詳しく記入してください)

.....

.....

.....

窓口に持参する書類確認を受けること	<input type="checkbox"/> 車検証 (原動機付自転車の場合は標識交付証明書)	車検証記載の所有者氏名		続柄	
		車検証記載の使用者氏名		続柄	
	<input type="checkbox"/> 自賠責保険証明書	車両番号 (ナンバープレート)		車色	
	<input type="checkbox"/> 任意保険証券	メーカー・車名		車種	自動車 二輪
	<input type="checkbox"/> 対応年齢	自賠責保険期間	年 月 日～	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> バイク特約	任意保険期間	年 月 日～	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 免許証	有効期限	年 月 日まで有効		
<input type="checkbox"/> 車両通学許可申請料納付書	※証明書自動発行機にて「学生生活課への申請」→「車両通学許可申請料」より購入してください。				

誓約書

尚絅学院大学学長 殿

年 月 日

以下の内容に相違ありません。※相違がなければ□欄に✓印を入れてください。

私は、過去 1 年間免許停止または免許取消の行政処分を受けていません。

行政処分を受けた場合は、直ちに学生生活課に届出をします。

私は、行政処分期間終了後 12 ヶ月以上無事故無違反です。

過去に行政処分を受けた場合は日時を記入してください。 年 月 日

私は、車両通学が許可されましたら「車両通学規程」を守り、安全運転に十分留意して通学することを誓約いたします。

学生氏名 _____ 印 _____

上記の者が大学で定められた「車両通学規程」を守ることに同意し、上記の者の行為により生じた一切の損害は私が補償いたします。

保証人(親権者)氏名 _____ 印 _____

(注) 学生、保証人ともそれぞれが自署・押印して下さい。印鑑はスタンプ印やシャチハタ印等は認められません。